

札幌医第60115号  
札幌医事一発第149号  
令和5年5月2日

医療機関 管理者 各位

札幌市長 秋元克広  
札幌市医師会 会長 今 眞人

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う 入院及び外来医療提供体制の見直しについて

日頃より、新型コロナウイルス感染症に係る対応に御尽力いただくとともに、札幌市の保健医療行政の推進に特段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じながら段階的な移行を目指すこととされております。

また、医師等の応招義務については、新型コロナへのり患等のみを理由として診療に応じないことは、「正当な事由」に該当しない取扱いになることが明確化されるとともに、入院調整についても、医療機関間による調整を基本とする仕組みに段階的に移行することから、札幌市及び札幌市医師会では、新しい医療体制にスムーズに移行できるよう、医療機関向けの説明会を共催で2回開催してきたところです。

つきましては、新型コロナの位置づけが5類感染症に変更される令和5年5月8日以降、札幌市全体で医療に対応するため、下記のとおり依頼いたしますので全医療機関に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1 協力依頼事項  
別紙1のとおり

2 医療体制について

(1) 入院医療体制について

○第8波の病床使用率や一般医療との両立の観点から、最大確保病床数の増床は行いませんが、9月末まで引き続き確保病床における受入れは継続します。

○現在行っている新型コロナ患者の夜間輪番制度や入院待機ステーションは廃止するため、新型コロナ患者についても、各診療科における救急当番医療機関等にお

ける受入れをお願いします。

(2) 外来医療体制について

○外来対応医療機関（旧診療・検査医療機関または旧発熱外来）を中心としながらも幅広い医療機関で対応できるよう、診療科に応じて発熱者や新型コロナ患者の診療等の協力をお願いします。

なお、夜間の外来は夜間急病センターにて対応します。

○発熱外来の日曜祝日の輪番は廃止するため、新型コロナ患者についても、各診療科における当番医療機関等における受入れの協力をお願いします。

○かかりつけ患者に限定することなく患者の受入れの協力をお願いします。

3 入院調整について

(1) 5月8日以降の入院病床に関する情報共有について

5月8日以降の入院病床に関する情報共有には、厚生労働省が運用する医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用することになりましたので、受入病床を保有する医療機関には受入可能病床数等の入力をお願いするとともに、入院を依頼する医療機関においても、積極的なIDの取得をお願いします。

※G-MISのID取得方法、閲覧方法、入力方法等は別紙2を参照

(2) 医療機関間での入院調整が困難な場合の対応について

医療機関間で入院調整を行っても入院先が見つからない場合は、以下の札幌市新型コロナウイルス健康相談ダイヤルに御連絡ください。患者の症状等をお伺いしたうえで、入院先の候補となる医療機関を御紹介します。

なお、具体的な調整は、医療機関間等において行っていただきますよう協力をお願いします。

また、本対応は令和5年9月末まで継続する予定ですが、10月以降の対応については、詳細が決まりましたらお知らせします。

**【札幌市新型コロナウイルス健康相談ダイヤル（コロナ健康相談ダイヤル）】**

電話（医療機関・入所施設向け）：（受付9：00～18：00）

※ 保健所への患者の個人情報の提供に当たっては、患者の同意が必要なことに御留意ください。

※ 御依頼の時間等によっては、当日の御紹介が困難であることを御承知おきください。

※ 上記の番号は医療機関・入所施設向け専用としており、一般には公開されておりませんので、患者・入所者に御案内いただく場合は、市民向け番号（011-350-5877）を御案内いただくようお願いいたします。

(3) 紹介先医療機関との入院調整が難航した場合の対応について

上記(2)により紹介した医療機関と入院調整を行ってもなお入院先が決まらない場合は、保健所において入院調整を行います。

その場合、患者の詳細な情報を確認させていただくこと、その結果として入院不要と判断させていただく場合があること、御依頼の時間等によっては当日の入院調整が困難であることを御承知おきください。

また、保健所が直接医療機関と行う入院調整は6月末をめどに終了し、以降は上記(2)による医療機関の御紹介までの御対応とすることを予定しておりますが、今後については実際の入院調整の状況を踏まえたうえで関係団体等の御意見もいただきながら検討してまいります。

(4) 入院に係る患者の搬送について

患者の搬送については、5類化により入院勧告の措置がなくなることと併せて、保健所による手配も終了いたしますので、患者の御家族等で移動手段を確保いただくか、公共交通機関の御利用、又は、可能な場合は医療機関や入所施設の手配により移動いただくこととなりますので御協力をお願いします。

4 その他

(1) 医療用物資の提供終了について

本市が行う個人防護具等の医療用物資の提供については、5月8日以降は原則として終了となりますが、御相談については、令和5年9月末まで応じます。

(2) 新型コロナ検査対象者向けリーフレットの配布終了について

これまで新型コロナウイルス感染症の検査を受けられる患者様に配布いただいた「陽性者サポートセンター」の連絡先等を記載したリーフレットについては、5類感染症へ位置づけられることに伴い各種取扱が変更となるため、5月8日以降は配布しないようお願いします。

5 参考

医療機関向けリーフレット（厚生労働省）・・・別添のとおり

担当

■ 1 協力依頼事項、2 医療体制について

札幌市保健福祉局保健所医療政策課

E mail: iryouseisaku@city.sapporo.jp

TEL 011-622-5162、FAX 011-622-5168

■ 3 入院調整について

札幌市保健所医療対策室業務調整課入院調整担当

TEL 011-633-0732